

令和4年 第5回岐阜県議会定例会 提出議案に関する説明会

1 会議の日時	令和4年12月2日(金)	開 会 午前 10 時 00 分 閉 会 午前 11 時 20 分
2 会議の場所	議会西棟第1会議室	
3 出席者	委員	猫田 孝、岩井 豊太郎、玉田 和浩、藤埴 守、尾藤 義昭、伊藤 正博、渡辺 嘉山、松村 多美夫、村下 貴夫、小川恒雄、佐藤 武彦、平岩 正光、川上 哲也、伊藤 秀光、野島 征夫、水野 正敏、小原 尚、松岡 正人、山本 勝敏、田中 勝士、野村 美穂、高木 貴行、加藤 大博、林 幸広、高殿 尚、水野 吉近、国枝 慎太郎、長屋 光征、布俣 正也、広瀬 修、若井 敦子、伊藤 英生、澄川 寿之、中川 裕子、恩田 佳幸、山内 房壽、安井 忠、森 治久、藤本 恵司、今井 政嘉、所 竜也、平野 恭子、平野 祐也、小川 祐輝、森 益基 (45名)
	執行部	別紙配席図のとおり
4 事務局職員	議会事務局長 山口 義 樹 課長補佐 市 川 達 也 他関係職員	

5 会議に付した案件

件名	審査の結果
1 令和4年第5回岐阜県議会定例会提出議案について	

## 6 議事録（要点筆記）

### 提出議案に関する説明会

#### ○議会事務局長

ただいまから、提出議案に関する説明会を開催する。  
はじめに議長からご挨拶申し上げます。

#### ○議長

（あいさつ）

#### ○議会事務局長

それでは、ご案内した日程に従い、説明会を進める。  
以後の進行を副議長にお願いします。

#### ○副議長

それでは、提出議案に関する説明会を始める。

執行部説明員については、着座のまま、順次、役職・氏名を名乗った後、説明を行うこととしますが、質疑応答においては、通常どおり、発言許可を受け、起立した上で応答していただくこととする。

（総務部長挨拶の後、関係次長等が資料に基づき議案の概要を説明）

#### ○副議長

続いて、質疑に入る。

質疑は、一問一答で簡潔な質疑にご協力をお願いします。

#### ○議員

学校等の送迎用バスに安全装置を設置するとのことだが、装置を設置するのはどのような車か。

#### ○特別支援教育課長

県立特別支援学校について、現在運行している県有バス60台と年度内に更新する5台を合わせて65台、さらに感染症対策として乗車率を50%以下にするため増便している。

借り上げバスが50台、合計115台に安全装置を設置することとしている。

#### ○議員

今の回答は、私立幼稚園や認定こども園、特別支援学校等、全て含めたバスの台数か。

#### ○学校安全課長

県立特別支援学校分の台数である。県教育委員会では、加えて公立幼稚園14園22台に安全装置の設置を予定している。

#### ○議員

他部局所管分はどうか。

#### ○財政課長

全体で1億420万円を計上しており、内訳として、私立幼稚園や小中学校に5,740万円、障害児通所支援事業所に200万円、認可外保育施設に800万円、公立幼稚園・小中学校・特別支援学校に3,680万円を計上している。

#### ○議員

これらの送迎用バスへの安全装置の設置費用は国の補助金ですべて賄われると思うが、県が実施する安全装置の設置の仕組みは国の方針に基づくものか。

#### ○財政課長

設置費用は国費の補助率10/10であり、仕組みについても、国で決められたスキームで対応予定である。なお、台数当たりの単価について、まだ国から正式な通知は来ていないが、義務化される施設については1台20万円、非義務化施設については1台10万円で積算している。

#### ○議員

安全装置の設置費用は先ほど答えがあった20万円や10万円で足りるものなのか。

#### ○財政課長

どのような安全装置を設置するのかは、年内をめどに国土交通省からガイドラインが示される予定。それを踏まえ、単価が決定される。まだ確定ではないが、確定後速やかに対応するため、今回補正予算を提出させていただいたものである。

○議員

国のガイドラインはまだ示されていないと思うが、安全装置はどのようなものを設置するのか可能な範囲で教えてほしい。

○学校安全課生徒指導企画監

国からはブザータイプとセンサータイプの2種類あると聞いている。前者は、運転手等が子どもの降車後にボタンを押すもの。バスの後部に設置し、ボタンを押さずにエンジンを切った場合、警報音が鳴る仕様。後者は車内に設置し、人の動きを検知すると、職員のPCやスマートフォンなどに通報する仕様。より安価である前者を国費で全額対応する想定で予算額を計上している。

○議員

要望だが、今回のように同様の制度を各部局に分かれて計上する場合は、県全体でどのような状況や対応方針なのかを把握したいため、今後は一覧にまとめて示してほしい。

○議員

個人情報の保護に関する法律施行条例について、個人情報開示請求は、誰がどのように利用できるのか。

○法務・情報公開課長

請求者は個人となり、県が保有している請求者本人の情報について、その情報開示を求めることができる。

○議員

対象が個人ということで、営利目的の企業などは除外するということか。

○法務・情報公開課長

個人情報開示請求はあくまで個人の情報の開示のための手続きであるため、請求権者は個人に限られることになる。

○議員

今回、新たに行政機関等が保有する個人情報を、個人を識別できないよう加工した匿名加工情報の提供制度が開始となるが、この情報も提供先は個人に限られるということでしょうか。

○法務・情報公開課長

匿名加工情報の提供の対象には、法人も含まれる。

○議員

匿名加工情報として提供の対象となる個人情報を県は個人情報ファイル簿として公表することになると思うが、県は個人情報ファイル簿をどのような基準で選定するのか。

○法務・情報公開課長

県が保有する全ての個人情報が個人情報ファイル簿になるわけではないため、まずは個人情報ファイル簿の対象となる情報の整理を来年度の個人情報保護法施行に向けて進めていくこととしている。

○議員

個人情報ファイル簿の選定については、県の裁量がかなり認められるものと思われる。県が保有する個人の情報は、その量だけでなく内容も重要度が高いことから、公表対象となる個人情報ファイル簿に関しても、内部で基準を設けるなど、慎重に検討してもらいたいと考えるが、その点についてはどうか。

○法務・情報公開課長

匿名加工情報提供制度は、個人情報ファイル簿を公表したうえで、民間事業者等を対象に情報の提供に関する提案の募集を行うものであるが、個人情報ファイル簿のうち、何が「匿名加工情報」の対象と

なるかの選定については、国においてもガイドラインを作成しており、それらを参照しながら適切に準備を進めていく。

○議員

今回の改正で、情報公開条例で非公開とする情報のうち、法人や個人から公開しないことを条件に任意で県に情報提供された情報に関する条項が削除されているが、そのような情報は改正後どのような取り扱いとなるのか。

○法務・情報公開課長

法人から受けた任意提供情報については、情報公開条例の法人の事業活動情報の非公開条項の中で提供の可否を判断していくことになる。今回の改正で、非公開条項の位置づけを変えたということである。また、個人から受けた任意提供情報について、元々情報公開条例では、個人に関する情報を非公開としているほか、県の事務事業の適正な遂行への支障があるため非公開とする条項があるので、それらの非公開事由に照らして判断するという対応になる。

○議員

県立特別支援学校において、コロナ対策のための借上げバスに設置した安全装置は、借上げが終了した場合回収するのか。

○特別支援教育課長

借り上げバスへの設置も義務化の対象であるため、年度が替わり受託業者が変更となる場合は、新たな借上げバスに、新たな受託業者が装置の設置を行うことを想定している。

○議員

一度設置した安全装置は、委託終了後に業者から回収せず、受託業者が変更となった場合は、新たに設置するという解釈でよいか。

○特別支援教育課長

そのとおり。委託は基本的に年度ごとであるため、同様に安全装置も新たに設置する想定である。

○副議長

質問も尽きたので、これをもって第1部の説明を終了する。

執行部入替えのため、しばらく休憩する。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長

議案説明会を再開する。執行部から第2部の説明をお願いします。

(関係次長等が資料に基づき議案の概要を説明)

○議員

送迎用バスの安全装置の設置支援について、認定こども園と私立保育園が対象となっていないのはなぜか。

○子育て支援課長

認定こども園と私立保育園は、実施主体である市町村が補助するためである。

○議員

国から市町村への補助はないのか。

○子育て支援課長

国庫補助10/10で国から直接市町村に補助があり、市町村からそれぞれの施設に補助される。

○議員

社会福祉施設等への光熱費支援について、児童養護施設への交付額はどのように算出するのか。

○子ども家庭課長

施設によって定員が様々であることから、規模に応じた支援額となるよう制度設計を行っていく。

○議員

霊感商法等の悪質商法対策について、事業の委託先はどこか。また、デジタル広告配信の期間・ターゲットと、講演会の開催回数・ターゲットはどのように考えているか。

○県民生活課長

事業の委託先は、講演会のオンライン配信業務も含めて請け負える業者を考えている。デジタル広告について

では、全ての県民をターゲットに、来年2月から3月までの2か月間で、YouTube、LINE、Instagram、Twitter、Google等に広告を集中的に出す予定である。

講演会の開催については、全ての県民をターゲットに、来年2月か3月にオンライン配信と併用で1回開催したいと考えている。全国的に著名な弁護士の先生を講師とする予定である。

○議員

出前講座の開催は1回か。

○県民生活課長

出前講座については、5回程度の開催を想定しているが、県内大学の希望に応じて、5回に限らず対応したいと考えている。

○議員

光熱費高騰の影響を受ける各種施設への支援について、事業概要説明資料に記載されている内容が簡素すぎるので、必要な予算をどのように算出したのかわかる資料を提供いただきたい。

○財政課長

施設ごとに、単価等を整理し提供させていただく。

○議員

医学生修学資金貸付制度に係る反訴の提起について、反诉被告への貸付当初は制度上利息がかからないため、そもそも利息の記載がなかったということだが、今後同様のトラブルが起きないように、利息についての記載を追記するなど契約書等の変更はしないのか。

○医療福祉連携推進課長

本案件は、反诉被告への修学資金の貸付中に行った制度改正によって、修学資金を返還することとなった場合は利息分の支払いについても求める変更をしたことに端を発するものである。あくまで制度改正前に必要と定めていた同意書の記載に関する事案で、制度改正後の新規貸付けにおいては、この同意書はなくなった。

利息の適用についてはこれまでも説明を尽くしてきてはいるが、こういったトラブルにならないよう、今後、より一層、十分な説明を行う。

○議員

利息は何パーセントなのか。

○医療福祉連携推進課長

利息は年10%としている。同種の自治医科大学の修学資金が同率の年10%となっており、これを参考に本県の利息を設定している。

また、現在、本県を含む少なくとも37都道府県が年10%の利息としている。

○議員

年10%は非常に高い。今後、同様のトラブルがないよう10%の利息をとると相手方と交わす書面に明記すべきではないか。

○医療福祉連携推進課長

利息の適用については県の医学生修学資金ガイドブックに記載しており、修学資金の適用を受ける医

学生に対し、事前ガイダンスにおいて十分に説明しながら運用している。

○議員

高齢者施設でコロナの感染が発生した場合などにおける、施設へのサービス継続のための支援について、具体的にどのような内容か。

○高齢福祉課介護事業者指導監

感染発生時の人員確保のために発生する、他法人や人材派遣会社からの職員派遣に係る人件費や、職員の時間外手当等に対し、補助を行う。

○議員

多くの事業者から、人員確保に大変苦慮しているとの声を聞いている。別の事業ではあるが、施設間の人材支援の仕組みについて実績がないと以前に介護事業所の方から聞いたが、その後の状況は。

○高齢福祉課介護事業者指導監

人材支援の仕組みについては、施設間での調整に手間がかかるなどの声もいただいたため、調整を担う関係団体と協議し、施設に対する積極的な情報提供やマッチングを依頼したところ。実績としてまだ成果に繋がっていないが、問合せや支援要請はあるため、引き続き関係団体と連携しながら運用していきたい。

○議員

医療機関等への光熱費支援について、対象に薬局を含むとあるが、ドラッグストアも含むのか。

○薬務水道課長

今回は、調剤報酬などの公的価格で運営しているため物価高騰分の負担を転嫁できない保険薬局（保険処方箋を取り扱うことのできる薬局）を対象としたものである。

○議員

同じ店舗の中にドラッグストアと薬局の両方がある場合、支援金は面積按分するのか。

○薬務水道課長

薬局への支援については、1施設あたり一律53,000円の単価で検討している。これは平均的な調剤室で使用される電気使用量の推計等を元に算出したものである。

○議員

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例について、県産材の利用の促進に関する相談体制の整備、協定の締結及び炭素貯蔵量の認定の内容を説明してほしい。

○県産材流通課長

相談体制の整備については、民間の非住宅施設の木造化率は床面積ベースで1割程度であり、県産材の新たな木材需要先となり得るため、非住宅施設を建てる建築主や建築事業者が木造化について相談するための相談場所を設置するものである。

協定の締結については、県産材利用促進に関する協定を県と締結することにより、民間事業者が安心して県産材を利用し、対外的にも県産材の利用をPRすることで非住宅施設の木造化を進めていくものである。

炭素貯蔵量の認定については、民間事業者等の建築物及び木製品等に利用された県産材の炭素貯蔵量を認定することにより、地球温暖化対策への貢献を広くPRするとともに、県産材利用を促進していくものである。

○議員

現在、県のワクチン大規模接種会場は稼働しているのか。

○ワクチン接種対策室長

岐阜産業会館において、毎週末に稼働している。

○議員

どれくらいの接種実績があるのか。

○ワクチン接種対策室長

オミクロン株対応ワクチンによる接種実績は、先週末までの累計で7,275人である。

○議員

大きな会場を使用しているため、より多くの県民が接種できるよう、引き続き取り組んでいただきたい。

○議員

福祉サービス継続のための支援について、事業所の規模によっては活用しにくいということがあるのではないか。

○高齢福祉課介護事業者指導監

施設の規模や形態によっては、職員のローテーションを組むこと自体が難しく、支援制度があっても上手く活用できないとの声がある一方、制度の活用で大きな支障なくサービス継続ができている事業所もある。このような好事例を紹介しながら、支援制度の活用促進に努めているところ。

○議員

グループホームは規模の小さい施設が多いと認識しており、説明があったように上手く制度が活用できるのか疑問に思う。また、先ほど指摘のあった施設間の人材支援の仕組みについてもそうだが、本当に困っている施設に対してしっかりと手を差し伸べるべきである。

福祉施設における感染防止対策強化の促進について、令和3年度からの継続事業だと思うが、これまでの実績と今後の設置台数の目標を教えてください。

○高齢福祉課介護事業者指導監

令和4年度は、簡易陰圧装置114台、ゾーニング環境整備79か所の支援を見込んでいる。

○議員

令和3年度の実績も含めて教えてほしい。

○高齢福祉課介護事業者指導監

令和3年度の数値は持ち合わせていないため、後ほど回答する。

○副議長

質疑も尽きたので、これをもって提出議案に関する説明会を終了する。

令和4年第5回定例会 提出議案に関する説明会(第1部)配席図

令和4年12月2日(金)10:00~  
議会西棟 3階 第1会議室

辻 砂防課長	岡田 水道企業課長	堀 住宅課長	酒井 下水道課長	若宮 出納管理課管理調整監	番場 商工・エネルギー政策課 エネルギー対策監兼亜炭 鉱廃坑対策室長	松巾 学校安全課 生徒指導企画監	河村 財政課管理調整監
長尾 公共建築課長	滝 水資源課長	岩井 河川課長	戸田 道路維持課長	池戸 観光誘客推進課長	兒玉 特別支援教育課長	佐藤 警察本部会計課長	安村 人事課長
清水 都市公園課長	巢之内 都市整備課長	青木 道路建設課長	田口 商工・エネルギー政策課長	井上 教育財務課長	増田 学校安全課長	若山 地域スポーツ課長	松田 法務・情報公開課長
朝倉 都市建築部次長	和田 県土整備部次長	富田 商工労働部次長	矢本 副教育長	尾鼻 総務部長	三木 総務部次長	渡辺 総務部次長	高橋 財政課長

議 員 席

議長  
副議長

議会  
事務局長

令和4年第5回定例会 提出議案に関する説明会(第2部)配席図

令和4年12月2日(金)10:00～(第1部終了後)  
議会西棟3階 第1会議室

田中 森林保全課長	長谷川 森林経営課長	桑田 里川振興課 水産振興室長	安居 感染症対策推進課 医療・検査体制対策室長	中野 感染症対策推進課 ワクチン接種対策室長	牧村 高年齢福祉課介護事業者指導 指導監	塚腰 子ども家庭課長	河村 財政課管理調整監
伊藤 県産材流通課長	板垣 農地整備課長	山田 医療福祉連携推進課長	小山 感染症対策推進課長	居波 薬務水道課長	有田 高齢福祉課長	熊谷 障害福祉課長	笠井 子育て支援課長
小川 林政課長	幸畑 農政課長	柴田 国民健康保険課長	松本 (健康福祉部次長 調整担当)	森島 医療整備課長	山下 県民生活課長	安田 私学振興・青少年課長	松田 法務・情報公開課長
平井 林政部次長	杉下 農政部次長	渡辺 健康福祉部次長	大野 環境生活部次長	尾鼻 総務部長	三木 総務部次長	渡辺 総務部次長	高橋 財政課長

議員席

議長  
副議長

議会  
事務局長